

第1 監査の対象

健康福祉部(健康増進課、地域福祉課、介護・高齢福祉課、障がい福祉課、生活支援課)

第2 監査の期間

令和5年11月24日から令和6年2月7日まで

第3 監査の方法

令和5年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的、効果的に行われているかについて、春日井市監査基準に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。
- ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

(2) 補助金の交付に関する事務

- ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。
- イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。
- ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約に関する事務

ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(4) 財産管理等に関する事務

ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。

イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

ウ 庶務事務は適正に行われているか。

(5) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

健康福祉部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 契約保証金に係る事務が適切でなかったもの

新型コロナワクチン追加接種に係る接種券付予診票等印刷及び封入封緘業務契約について、契約保証金を免除することができる基準を相手方が満たしているか確認のないままに、契約保証金を免除していた。

春日井市契約規則に基づき適正な事務処理をされたい。 (健康増進課)

イ 備品の調達事務が適切でなかったもの

統合専用端末の取得に当たり、管財契約課に調達の依頼がなされていなかった。

物品の取得に当たっては、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務手続をされたい。 (生活支援課)

ウ 契約書類の確認が適切でなかったもの

定形窓あき封筒印刷業務の請書について、請書の数量と見積書の数量に不整合が見受けられた。

契約書類の確認に当たっては、春日井市契約規則に基づき適正に行うとともに、チェック機能の強化を図りたい。(生活支援課)

(2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付事務が適切でなかったもの

春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金について、交付申請額に補助対象とされない経費が含まれていたものの、十分に確認することなく交付決定を行っていた。

補助金の交付に当たっては、春日井市補助金等に関する規則及び春日井市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱に基づいた事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図りたい。(地域福祉課)

(3) 財産管理等に関する事務

ア 備品管理の事務が適切でなかったもの

次の2件について、春日井市財産管理規則に基づき適正な事務処理をされたい。

(ア) 不用決定により廃棄処分された老人憩いの家の座卓及び血圧計について、備品出納簿へ払い出しの記録がなされていなかった。(地域福祉課)

(イ) 老朽化により不用となったスキャナー付きカラープリンターについて、不用決定をすることなく廃棄処分されていた。(地域福祉課)